

Legal networks

2015.06

今月のトピックス

「算定基礎届」について
6月の労務スケジュール
高額療養費について

「算定基礎届」について

5月号では、労働保険の「年度更新」に関してお知らせしましたが、今月は社会保険の「算定基礎届」について書いてみたいと思います。

社労士事務所では、この2つの業務があるためこの時期が1年の中でも繁忙期です。7/10が「年度更新」と「算定基礎届」の両手続きの提出期限となっているのです・・・。

「算定基礎届」は9月から翌8月までの標準報酬月額を決定するために必要な手続です。この標準報酬月額は、毎月のお給料から控除される健康保険・厚生年金保険料の算定の基礎となったり、将来受け取る年金額の基礎となったりします。

【算定基礎届の提出にあわせて調査が実施されます】

通常は、「算定基礎届」に4・5・6月の給与額を平均した額から算定した報酬月額を記入してこれだけ提出すればよいのですが、数年に1度調査対象になり来所要請がかかると、年金事務所へ関係書類を持参しなければなりません。

調査対象になると算定基礎届以外に、1年分の賃金台帳や出勤簿・源泉所得税領収書の提出を求められる場合があります。(たぶん求められるでしょう。)

この調査の来所要請は、6月中旬に郵送で各会社へ送られる予定となっておりますので、お見逃しのないようよろしくお願い致します。弊社にて来所要請に対応することとなっておりますお客様は、弊社担当者までご連絡お願い致します。

ちなみに昨年度は、社会保険に新規で加入して初めて算定基礎届を提出される弊社のお客様はすべて、調査の対象となりました。

6月の労務スケジュール

労務	6/1～6/30 5月分の社会保険料の納付
労務	6/1～7/10 労働保険の年度更新 申告・納付
税務	6/1～6/10 5月分の源泉徴収所得税・特別徴収住民税額の納付
税務	住民税特別徴収税額の更新



算定基礎届の提出時期は7/1～7/10です。

高額療養費について

先日、健康保険の「高額療養費」について担当しているお客様からお問い合わせがありましたので、どんな制度が簡単にご説明します。

この制度は、個人の1ヶ月の医療費の自己負担額の合計が高額になって限度額を超えた場合、限度額を超えた分の額が給付されるというものです。

合計できる自己負担額は、同一人のその月(6月であれば6/1～6/30の暦日)の同一の病院のものです。(医科と歯科、入院と通院は別々に取りあつかいます。薬局も別です。)

限度額は、年齢・所得ごとに区分されていて、所得の低い人ほど限度額も低いのですが、この限度額所得区分が今年27年1月から変更されました。

一般所得者(標準報酬月額が50万円以下)はおおよそ8万円が限度額でしたが、今年から区分が細分化され、標準報酬月額が26万円以下の人の限度額は57,600円となりました。(H27年1月診療分から・70歳未満の場合)

たとえば、帝王切開で出産して窓口での自己負担額が高額になった場合もこの制度の適用になります。(入院期間が月をまたぐなどの条件により、給付対象とならない場合があります。自然分娩は対象外。)

この給付の申請は、全国協会けんぽの各支部へご本人様自身が会社の証明なしで申請することもできますが、弊社で代行もいたします。詳しい所得区分ごとの限度額は、全国健康保険協会のホームページに載っています。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp> 高額な医療費を支払ったとき(高額療養費)

～編集後記～

先月、弊社顧問税理士の先生とリーガルネットワークスメンバーとで食事会を開催しました。弊社の日々のたわいない話ばかりになってしまいましたが・・・

私はそのような機会が少ないので、職場の外側からの視点が入ることで、自分たちのチームが客観視できたような気が少ししました。職場って普段、割と閉鎖的な空間ですよ。

私たちもお客様に対して、常に新しいインスピレーションを与えられるような存在になるべく、頑張ります！



(スタッフ: 菊地)



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

TEL:03-6328-2239

<http://www.kintaiKANrikenkyujo.jp>